

序章 都市計画マスタープランについて

1 計画策定の目的

本市では、平成13(2001)年3月に都市計画マスタープランを策定しました。以後、約20年が経過する中で、人口減少、少子高齢化社会の急速な進展への対応など社会情勢が大きく変化してきています。具体的には、市民意識の多様化、防災意識の高まり、老朽化する都市施設の更新への対応などを背景に、高齢者や子育て世代、障がい者にとって、安心かつ健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営、都市構造を実現することが課題となっています。

本市のまちづくりにおいては、令和2年度からを期間とする「阿久根市まちづくりビジョン」が策定され、新たな将来像として「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」が掲げられました。また、鹿児島県が定める「阿久根都市計画区域マスタープラン」が改訂されました。

これらの社会情勢の変化に対応しながら、上位計画に示された将来像を都市計画の側面から実現するため、都市計画に関する基本的な方針の策定(見直し)を行うものです。

2 計画策定の基本的な視点

都市計画マスタープランの策定に当たっては、以下の視点を基本として計画づくりを進めます。

各種計画との整合が図られた計画的かつ総合的な都市づくり

今後の都市づくりを計画的かつ総合的に推進していくため、本市の最上位計画である「阿久根市まちづくりビジョン」と、鹿児島県が定める「阿久根都市計画区域マスタープラン（阿久根都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針）」に即するとともに、現行計画策定以後のその他関連計画との整合を図る必要があります。

人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な都市づくり

今後、人口減少・少子高齢化の一層の進行が予測される中、市民生活の安全性や利便性を確保するとともに、市の活力を維持・向上させる持続発展可能な都市づくりを推進する必要があります。

市の将来像の実現に向けた、多様な主体による協働のまちづくり

市の将来像である「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」を目指して、市民や事業者，行政等の多様な主体が協力しながら、地域特性に応じた計画的な土地利用を進めるなど、協働のまちづくりを推進する必要があります。

3 都市計画マスタープランの概要

(1) 計画期間と計画対象区域

令和3（2021）年度を基準年度とし、おおむね20年後を展望しつつ、令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。

都市計画マスタープランの計画対象区域は、本市全域とします。

(2) 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針について、以下のように定められています。

本市においては、阿久根市まちづくりビジョン及び阿久根都市計画区域マ

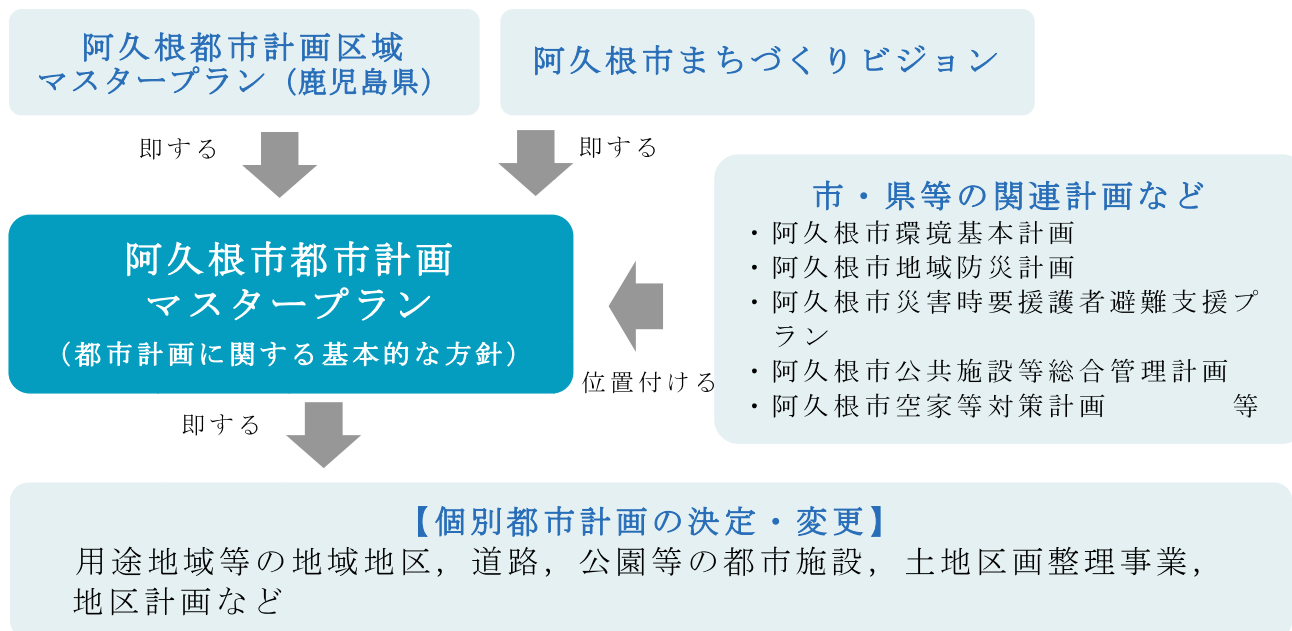
マスタープランに即するとともに、県や市の関連計画との整合を図り策定します。

また、本市の都市計画は、都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

■都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

■阿久根市都市計画マスタープランの位置付け



(3) 計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市の現状と課題」から始まり、市域全体のビジョンと土地利用や都市施設等の方針を示す「全体構想」と地域づくりの方針を示す「地域別構想」で構成されます。

また、「実現化方策」において、本計画の推進方策等を示しています。

■都市計画マスタープランの構成

